

情報統括本部 OneDrive 容量追加サービスの取扱い

令和6年11月13日

情報統括本部長決定

1. 趣旨

この取扱いは、情報統括本部が提供する OneDrive for Business（以下「OneDrive」という。）の保存容量を、希望する利用者に対して追加で配分するサービス（以下「OneDrive 容量追加サービス」という。）について必要な事項を定めるものである。

2. 利用の申請と許可

- (1) OneDrive 容量追加サービスは教育・研究・業務の目的に用いるものとし、その利用申請は、九州大学の教員及び学術研究員に限り行うことができる。
- (2) OneDrive 容量追加サービスの利用を希望する者は、別に定める様式により情報統括本部長に申請するものとする。
- (3) 情報統括本部長は、2.(2)の申請を許可した場合は、同申請に基づき OneDrive 保存容量の追加設定を行うとともに、許可した旨を通知するものとする。

3. 提供するストレージ容量

OneDrive 容量追加サービスは、100GB 単位での申請とし、予め各利用者が利用可能な OneDrive の保存容量と合わせて、5000GB を超えない範囲で申請できるものとする。

4. 利用料金

- (1) OneDrive 容量追加サービスの利用を許可された者は、当該年度内に申請した追加容量の最大値に応じて別表に定める料金を情報基盤研究開発センターへ納付しなければならない。
- (2) 利用料金の納付については、次の各号に定めるところによる。
 - ア 12月に当該年度の利用料金を納付するものとする。
 - イ 12月以降3月末までに申し込み、当該年度に利用を開始する場合は、翌年度12月に徴収する。
 - ウ 3月末までに5.に定める利用の終了の申請をしない場合、継続利用として取扱い、翌年度の利用料金を同年度の12月に徴収する。
 - エ 利用料金の納付は、原則として大学運営経費（授業料／自己収入）及び寄付金のみでの取扱いとする。

5. 終了・変更の申請

OneDrive 容量追加サービスの利用を終了する場合、又は追加容量の変更を行う場合は、別に定める様式により情報統括本部長に申請をしなければならない。

6. 利用の取消及び停止

利用者が、この取扱いに基づく定めを違反した場合、情報統括本部が不相当と判断した

場合、その他情報統括本部の運営に重大な支障を生じさせた場合には、情報統括本部長は、事前の通知を行うことなく、利用の許可を取り消し、又は一定期間 OneDrive 容量追加サービスの利用を停止することができる。

7. サービス提供の終了

情報統括本部が OneDrive 容量追加サービスの提供を終了する場合は、60 日以上前に事前に通知するものとする。

8. 雑則

この取扱いで定めるもののほか、OneDrive 容量追加サービスに関し必要な事項は、情報統括本部長が別に定める。

9. 実施

この取扱いは、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。

附 記

利用料金の徴収は令和 7 年度利用分から実施し、令和 6 年度利用分は徴収しない。

別表（4. 関係）

単 位	料 金（1 事業年度当たり）
100GB につき	6,000 円